

(2020年7月25日制定)

(2020年7月31日改訂)

『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』 運用ルールブック (第2版)

期間：2020年8月1日～8月10日

事業主体：松山銀天街第一商店街振興組合、松山銀天街商店街振興組合

監修：株式会社 まちづくり松山

アドバイザー：松山アーバンデザインセンター

目次

1. 『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』の趣旨	1
2. 『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』の参加ルール	2
3. テラス管理者（沿道参加店舗）の体制と役割（取り組み内容）	3
4. テラスの日常管理と感染対策	4
資料：新しい生活様式を促す掲示物（例）	6
資料：路上での共通ルール（例）	7
参考配置図・参考資料（各種ガイドライン）	8

1. 『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』の趣旨

『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』とは…

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店・物販店等を支援する緊急措置として、許可基準が緩和された道路占用（路上利用）の制度※1 を活用して取り組むウィズコロナ時代における「銀天街の新しい営業様式」※2 です。銀天街沿道店舗が「店内の3密回避」と「新しい生活様式」に対応した路上利用を通じて、コロナと共に事業を継続していく日常的な取り組み※2 です。



※1 どんな制度（緊急措置）なのか…

沿道飲食店等の路上利用について、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む場合、道路占用の許可基準が緩和されるという国の緊急措置（2020年11月30日までの期間限定）です。申請して認められれば、参加沿道店舗は認められた路上利用範囲を守り、周辺清掃へ協力する等、適切な路上利用のための日常管理に取り組むことを条件に、沿道店舗が店前の路上で感染対策を目的にテイクアウト等の販売やテラス営業等を行うことが可能になります。



※2 「銀天街の新しい営業様式（日常的な取り組み）」とは…

参加することができる店舗は、事業主体に認められた沿道飲食店と沿道物販店です。飲食店は、店前にイス・テーブル等を設置し、店内3密回避のために減少した客席を補助、またテイクアウトを促進するものです。物販店は、店前に商品棚・ブース等を設置し、店内3密回避のために店内に置けなくなった商品棚等を補助するものです。各店舗、ウィズコロナの日常的な営業様式として取り組むため、販売・提供物は基本的に店の営業形態に準じたものとします。

2. 『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』の参加ルール

参加ルールは…

『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』に参加する沿道店舗が守るルール
(内容) です

参加店舗は、本ルールに同意したものとみなします。必ず内容をご確認ください。各ルールの詳細は、下記に記載している参照ページをご覧ください。

災害の発生時や混雑状況、感染症発生状況により、配置備品の移動やテラス中止が必要であると事業主体（または警察や道路管理者）が判断した場合は、速やかに配置備品を移動・撤去していただきます。万が一、関係者から感染者が出たり、クラスター等が発生したりした場合は保健所への調査に協力していただきます。また、感染の拡大防止を目的に保健所が必要と判断した場合は、感染源と考えられる場所を公表する場合があります。

ルール1) 趣旨や参加店舗の役割を理解した上で取り組みます

▶ 1. 『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』の趣旨 (1ページ) 参照

▶ 3. テラス管理者 (沿道参加店舗) の役割・取り組み内容 (3ページ) 参照

ルール2) 適切な日常管理を行います

▶ 4. テラスの日常管理と感染対策 (4・5ページ) 参照

ルール3) 沿道の交通安全に配慮します

▶ 4. テラスの日常管理・感染対策 (4・5ページ) 参照

ルール4) 感染症防止対策を徹底します

▶ 4. テラスの日常管理・感染対策 (4・5ページ) 参照

ルール5) 事業主体に協力します

▶ 1. 『まつやま路上利用プロジェクト in 銀天街』の趣旨 (1ページ) 参照

▶ 3. テラス管理者 (沿道参加店舗) の体制と役割 (取り組み内容) (3ページ) 参照

3. テラス管理者（沿道参加店舗）の体制と役割（取り組み内容）

関係者の役割は…

事業主体は商店街振興組合とし、路上利用（テラス営業）の日常的な管理・運営は、沿道の参加店舗（以降「テラス管理者」）です

下図 事業主体とテラス管理者の役割分担表

		事業主体 (商店街振興組合)	テラス管理者 (沿道参加店舗) ※3
事業責任者		◎	
日常管理			◎
道路占用・使用等の 行政手続き	申請者	◎	
	現場責任者		◎
緊急時の対応 (負傷者・急病人発生時の応急や 通報、災害時の通報・避難誘導)			◎
負担する費用		道路占用・使用等の 行政手続き費用	テラス（出店ブース） 設置や日常管理に掛か る費用

※3 テラス管理者になることができるのは事業主体が許可した沿道店舗のみであり、テラス管理者の権限を、第三者に譲渡・使用させることはできません。（詳細は事業主体にご確認ください）

基本的な取り組み内容（テラス営業の方法）について…

テラス営業時間（設置可能時間）は… 13時～20時の間です

沿道飲食店… 店前にイス・テーブルを設置 ※4

(基本的な考え方：店内3密回避等のために減少した客席を補助する、またテイクアウトを促進するものです)

沿道物販店… 店前に商品棚・販売ブースを設置 ※4

(基本的な考え方：店内3密回避等のために店内に置けなくなった商品棚等を補助するものです)

※4 各店舗、ウィズコロナの日常的な営業様式として取り組むため、販売・提供物は基本的に店の営業形態に準じたものとします。（詳細は事業主体にご確認ください）

4. テラスの日常管理と感染対策（その1）

テラス管理者は…

テラスの日常管理と共に感染症対策のために路上空間を活用した密にならない環境作りを行い、業種別で作成されているガイドラインを参考に既に行っている店内での対策に加え、以下の対策を徹底します。

●配置 ※参考配置図（8ページ参照）

- ・認められた路上利用範囲を厳守する
→奥行は店舗から道路に向かってタイル3枚分、横幅は店舗の間口幅とする
- ・テラスの周りには緩衝帯を設けることが望ましい
→タイル1枚分程度
- ・できるだけ2m（最低1m）以上の対人距離を確保できる配置
→滞留できるテラス席（休憩・飲食空間）を設置する場合は、隣り合う人とできるだけ2m（最低1m）以上離れて滞留できるようにイス、テーブルを配置する
→テラスに商品棚・販売ブースを設ける場合は、待機列用のソーシャルディスタンスマークを設置する
- ・混雑時に、テラス利用者（テイクアウト客）と店内利用者（店内飲食客）が重なって密にならないように動線を区別し、接触を避けるように工夫する
- ・テラスに立て看板類は設置しない（事業主体に許可を得ているものは除く）
- ・緊急時の避難路として店舗出入口前は出入口幅程度（最低1.5m以上）の通行幅を確保
- ・視覚障がい者用誘導ブロック（点字ブロック）が設置されている場合は、当該ブロックの両端60cm以上の距離を確保
- ・常時、通行者や緊急車両の進入口等のために通行幅（最低3.5m以上）を確保し、交通安全に配慮する
- ・災害の発生時や混雑状況、感染症発生状況により、配置備品の移動やテラス中止が必要であると事業主体（または警察や道路管理者）が判断した場合は、速やかに配置備品を移動・撤去する

●配置に使用する備品等

- ・テラス配置（テラス営業）に使用できる備品（商品棚やイス・テーブル等）は、仮設物（移動可能なもの）のみとする
- ・テラスに使用する備品等は参加店舗が各自用意（負担）し、日々設置と撤去をおこなう
- ・店頭やテラス（各テーブルや販売ブース）には必ず手指消毒剤を設置する
※手指消毒剤、ソーシャルディスタンスマークについては、事業主体が用意する
- ・店頭やテラスに新しい生活様式を促す掲示物を掲示する
- ・お客様と対面になる部分にはアクリル板、透明ビニールカーテン等の仕切りを設置する
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない、設置しない
- ・チラシやパンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据置き方式とする

4. テラスの日常管理と感染対策（その2）

●消毒や清掃

- ・テラスにイス・テーブルを配置する場合は、お客様が入れ替わるごとにアルコール消毒・次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭消毒する。その他のテラスに使用する備品や不特定多数が接触する場所は定期的に消毒する
- ・テラス周辺の清掃（ゴミ拾い含む）を必ず実施する
※テラス管理者が独自にゴミ箱を設置する場合は、決められた路上利用範囲を守り、テラス管理者の責任で設置や管理等を行う。感染防止のため、食品残渣・鼻水・唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に入れて密閉して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。ゴミを押し込む行為、ゴミ袋を顔に近づけ空気を抜くような行為は危険なのでしない。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ・現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。

●テラス利用者（お客様）等への対応

- ・店舗の対応（6ページ）に基づき店舗及び従業員は対応する
- ・注文を受けるときはお客様の正面に立たないように注意する
- ・可能な範囲で従業員とお客様との間隔を保つ（カウンター天板の奥行を0.8m以上とする等）
- ・販売ブースまわりでは床のソーシャルディスタンスマークに沿うよう利用者に声掛けし、マークの数を超える行列は密となるので、時間を置いての再訪を依頼する
- ・喫煙者・飲酒者等へのルール順守の声掛けを行う

●飲食物の取り扱い

- ・食品については、利用者（お客様）同士で共有しないよう促し、一人分を皿に取り分けたものを提供する等、工夫する
- ・利用者（お客様）に飲食物を提供する前に、手指消毒等を行うよう声を掛ける
- ・テラス部分での飲酒は禁止とする
- ・手続きが必要な飲食物を提供する場合、事業主体が随時、保健所へ相談・手続きを行う（そもその店舗（店内）営業に必要な営業許可等は、各店舗での対応とする）

●その他（イベント時の対応等）について

- ・本取り組み中、路上でイベント等（日常的な取り組みでないもの）を開催する場合は先述の内容に加え、イベント内容により個別に追加すべき項目について、各種ガイドライン等を参考（8ページ参照）に、事業主体が検討を行う必要がある
- ・事業主体は、日常的に災害の発生や混雑状況、感染症発生状況等について把握し、本ルールブック上に記載がない項目については随時、検討し、反映する必要がある

資料：新しい生活様式を促す掲示物（例） ※掲示するところ：テーブル上、店頭等

店舗の対応

- 従業員はマスク着用と、手指消毒を徹底します
- 従業員は出勤前に体温測定し、健康をチェックした上で出勤します
- 3密回避（密集、密接、密閉）を実施します
- 店舗やテラス、備品の清掃・消毒を徹底します
- 電子決済（非接触型決済、まちペイのQRコード決済等）を活用・検討し、店頭での書面の記入や現金の授受等をできるだけ避けます
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」）を活用・検討し、感染症防止対策に努めます

お客様へのお願い

- 対人距離（できるだけ2m、最低1m）を確保しましょう
（販売ブースまわりでは、床のソーシャルディスタンスマークに沿ってお並びいただき、マークの数を超える行列は密になりますので、時間をあけて再訪をお願いします）
- 飛沫感染予防のため、咳エチケットを徹底し、食事中以外はマスクを着用しましょう
- こまめに手洗い・手指消毒しましょう
- 体温測定、健康チェックを行う、体調不良の際は外出を控えましょう
- 対面ではなく横並びに座りましょう
- お酌、グラス等の回し飲みはさけてください
- 料理は個別に取り分けてください
- 家に帰ったらまず手や顔を洗いましょう
（できるだけすぐに着替えて、シャワーを浴びましょう）

路上での共通ルール（銀天街・大街道）

●喫煙は禁止です

「歩きたばこ」をしたり、火の点いたタバコを持ったりしては いけません

●飲酒は禁止です

●駐輪は、最寄りの駐輪場をご利用ください

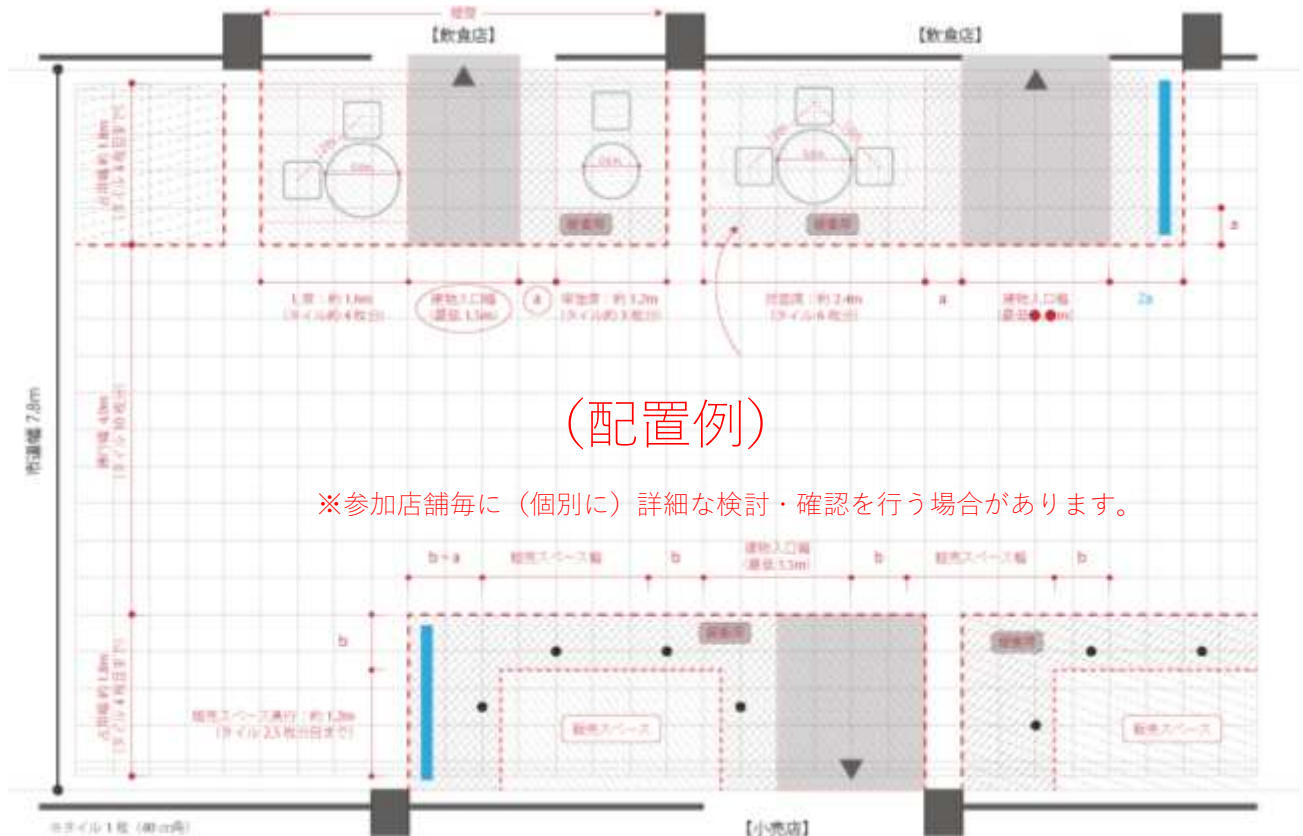
携帯電話等のカメラで右のQRコードを読み取って
いただくと周辺の駐輪場マップをご覧いただけます

●ゴミは各自でお持ち帰りください



↑駐輪場マップ
QRコード
(市HP)

参考配置図



参考資料

「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（令和2年7月28日）

「外食業の事業持続のためのガイドライン」オール日本スーパーマーケット協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、日本小売業協会、一般社団法人日本ショッピングセンター協会、一般社団法人日本スーパーマーケット協会、一般社団法人日本専門店協会、日本チェーンストア協会、日本チェーンドラッグストア協会、一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会、一般社団法人日本百貨店協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会（令和2年5月14日）

「商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針」全国商店街振興組合連合会（令和2年5月14日、令和2年6月16日改訂）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（令和2年5月14日）